

一般社団法人日本看護系大学協議会 学士課程看護学専門分野別評価実施要項（案）

1. 評価の対象

日本看護系大学協議会（以下、「本協議会」）による看護学専門分野別評価は、日本看護系大学加盟校の看護学における教育プログラム*（以下、「看護学教育プログラム」）の評価を中心に行う。

*ここでいう“教育プログラム”とは、カリキュラムだけではなく、教育活動や教育成果など、すべての教育プロセスと教育研究環境を含むものとする。

2. 評価の目的および基本方針

1) 本協議会が定める「学士課程看護学専門分野別評価基準」（以下、「評価基準」）に対する適合認定を行い、各大学における看護学教育プログラムの質を保証する。

（基本方針）

1. 「評価基準」に基づいた各大学の「自己点検・評価書」に対する評価を実施する。
2. ピア・レビューを中心とする評価を実施する。

2) 評価結果を各大学にフィードバックし、各大学の看護学教育プログラムの改善を促進する。

（基本方針）

1. 各大学の理念や個性を尊重し、特色を踏まえて評価する。
2. 対象校相互の質の向上を図るために、対象校の優れた点を積極的に評価していく。
3. 各大学の看護学教育プログラムの改善点・改革に向けた具体的対策を明確にするとともに、将来に向けた発展のあり方について提案する。

3) 評価の結果を基に各大学の看護学教育プログラムの質を社会に示し、広く国民の理解と支持が得られるよう支援する。

（基本方針）

1. 評価の結果を広く社会に公表する。
2. 評価のプロセスを明確にし、評価を受けた大学からの意見申立ての機会を設ける。
3. 大学や社会等の意見を踏まえ、常に評価システムの改善と進化を図る。

3. 評価の実施体制

1) 総合評価評議会

総合評価評議会は、看護学教育プログラムに関して広く高い見識を有する教育関係者および看護実践者その他の分野の学識経験者により構成される（総合評価評議員6名）。

評価事業の最高意思決定機関として、本協議会理事会からの委託に基づいて評価事業およびその付帯業務を行い、評価の対象大学ごとに評価報告書を作成し、本協議会理事長へ報告する。

2) 評価委員会

評価委員会は、総合評価評議会の下、各大学の専任教員あるいはその経験者、看護実践者およびそれ以外の者であって看護学教育プログラムに関する見識を有する者により構成され（評価委員6名）、評価実施計画の立案ならびに評価チーム（以下、3）参照。）の編成を行う。また、評価対象ごとに編成される評価チーム間の横断的事項の審議および調整その他評価対象ごとに行う評価活動に関する事項について整理する。評価の対象となる看護学教育プログラムごとの評価を実施し、評価報告書原案を作成し、総合評価評議会に報告する。

3) 評価チーム

評価チームは、評価する大学ごとに評価委員会が編成することとし、原則として、評価実施員3名以上から成るものとする。なお、評価実施員の構成については、原則として、加盟大学の教員であり、教育研究活動に見識を有する者とする。評価チームは、「自己点検・評価書」（大学の自己点検・評価において根拠として提出された資料・データ等を含む。）の調査（書面調査）ならびに訪問調査を実施し、調査結果を記載した評価チーム報告書を作成し、評価委員会に報告する。

4. 評価の実施方法

1) 評価の概要

評価は、以下の2段階で実施される。

第1段階：大学における自己点検・評価

各大学は、別に定める「専門分野別評価マニュアル」に従って、自らが実行している看護学教育プログラムに対する自己点検・評価を実施し、「自己点検・評価書」を作成する。

「自己点検・評価書」は、「評価基準」を構成する各『評価基準』ごとに、その評価項目に従って、教育研究活動等の状況を評価の根拠に基づき検討（検討後にチェック）した後、各評価基準ごとにA～Dのいずれかに判定をする。さらに、1) 評価の概要と今後の展望、2) 貴大学が意図を込めて取り組んでいること、推奨すべき取り組み、先駆的取り組み、について自由に記述する。各大学は、原則として、全ての『基準』に係る状況を分析し、整理することが求められる。

第2段階：本協議会による評価のプロセス

評価対象ごとに以下の手順で評価を実施する。

(1) 書面調査

評価チームは、別に定める「専門分野別評価マニュアル」に基づき、大学が作成する「自己点検・評価書」(大学の自己点検・評価において根拠として提出された資料・データ等を含む)、および独自の調査・収集する資料・データ等をもとに書面評価を実施する。

(2) 訪問調査

評価チームは、別に定める「専門分野別評価マニュアル」に基づき、「自己点検・評価書」の内容の検証および書面調査では確認できなかった事項等について大学を訪問して調査する。

(3) 評価チーム報告書の作成

評価チームは、書面調査および訪問調査に基づく評価結果を記載した評価チーム報告書を作成する。

(4) 評価報告書委員会案の作成

評価委員会は、評価チーム報告書を基に、評価報告書委員会案を作成する。

(5) 意見の申立て

評価委員会は、評価報告書委員会案を対象大学に通知し、事実誤認等に対する意見の申立ての機会を設ける。

(6) 評価報告書原案の作成

対象大学から意見申立書を受理した場合、評価委員会は再度審議を行い、必要があれば修正して評価報告書原案を作成する。なお、意見の申立てが無かった場合には評価報告書委員会案を評価報告書原案とする。

(7) 評価報告書の作成

評価委員会は、評価報告書原案を総合評価評議会に報告し、総合評価評議会はこれを審議し、評価報告書原案に基づいて評価報告書を作成する。

5. 評価の結果

1) 総合判定

総合判定の結果は「適合」、「不適合」、「保留」で示す。

本協議会は、本評価において、対象大学の看護学教育プログラムが「評価基準」の10の基準および総合的に適合水準に達していると判断した場合に「適合」と判定する。一部に問題があった場合には判定を「保留」とし、評価を継続する。看護学教育プログラムとして非常に重大な問題があった場合には「不適合」と判定する。

なお、総合判定は、文章により表記し、優れた点、改善を要する点などを記述する。

適合：「学士課程看護学専門分野別評価基準」を満たしている。

不適合：「学士課程看護学専門分野別評価基準」を満たしていない。

2) 『評価基準』の評価

10の『評価基準』の評価は、基準ごとに総合的に判断し、原則として以下のような4段階で評価し、評価結果は以下の段階別評価と総評で表記する。なお、多段階評価が不適当な項目については「適合」・「不適合」による評価を実施する。

- A：十分満たしている
- B：満たしている
- C：改善の余地がある
- D：改善すべきである

6. 評価結果の公表等

1) 「適合」および「不適合」の場合

看護学教育プログラムの総合判定の結果は、評価報告書をもって公表する。

評価報告書は、大学ごとに作成し、その設置者および申請者に提供するとともに、印刷物の刊行およびウェブサイトへの掲載等により公表する。

文部科学省および厚生労働省への評価結果の報告は、評価報告書の送付をもって行う。

2) 評価を継続する場合

本評価において総合判定を保留し評価を継続すると判定された場合には、当該大学の申請者にのみ評価報告書を送付する。

7. 「認定」の取消し

適合認定を受けた大学において、「認定」を受けたのち、次の評価を受けるまでの間（適合認定が有効である期間）、協議会への基本情報の届出等において、重大な虚偽報告や事実の隠蔽など社会的倫理に反する事実が存在することが判明した場合は、総合評価評議会の判断により「認定」の取消し、または次回の評価時期の指定その他必要な措置をとることがある。

8. 情報公開

協議会は、看護学教育プログラムの評価の透明性・客観性を高めるために、以下の事項について公表するとともに、その他の評価に関して保有する情報についても、可能な限りウェブサイト（同上）への掲載等適切な方法により提供する。

- ① 名称及び事務所の所在地
- ② 役員および評議会委員の氏名
- ③ 評価の対象（当該年度および今後の評価予定校）

- ④ 「評価基準」及び評価の方法
- ⑤ 評価の実施体制
- ⑥ 評価結果の公表の方法
- ⑦ 評価の周期（7年）
- ⑧ 評価に係る手数料の額

9. 評価の時期

- 1) 評価の申請は、毎年度1回受け付ける。
- 2) 各大学は、最初の評価を平成25年度からとする（23、24年度は試行）。
- 3) 各大学は評価を受ける前年度の1月末までに、別に定める様式に従って、本協議会に評価の申請を行う。
- 4) 本協議会は、申請があった場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく評価を実施する。
- 5) 各大学は、本評価を受けた後、決められた期間以内に次回の評価を受けるものとする。

10. 保留による再評価

- 1) 評価が「保留」となった大学は、別に定める手続きに従って、本協議会に再評価を申請することとする。
- 2) 再評価は、本評価において適合水準に達していないと判定された当該「評価基準」に限定して実施する。
- 3) 再評価において、対象となった「評価基準」の実施状況が総合的に適合水準に達していると判定された場合には、先の本評価の結果と併せて、当該大学の学士課程看護学教育プログラムを「適合」と認め、公表する。
- 4) 再評価においても対象となった「評価基準」の実施状況が総合的に適合水準に達していないと判定された場合には「不適合」とし、先の本評価の結果と併せて公表する。
- 5) 再評価においても、評価結果が確定する前に、当該大学に対して事実誤認等に対する意見の申立ての機会を設ける。
- 6) 評価が継続となった大学が所定の期日までに再評価の申請を行わなかった場合には、「不適合」とであると判定し、先の本評価の結果と併せて公表する。

11. 異議申立てについて

本評価、再評価において総合判定が「不適合」と判定された大学には異議申立ての機会を設ける。なお、異議申立ての手続き等は、別途定める。

12. 「評価基準」等の変更手続き

「評価基準」や評価方法その他評価に関する重要事項を変更する場合には、事前に各大学等に対し意見照会を行うなど、その過程の公正性および透明性を確保する。「評価基準」と「実施要綱」、評価方法等については評価委員会がそれぞれ変更案を作成し、総合評価評議会がこれを審議し決定する。

13. 評価手数料

申請する各大学は、指定の期日までに別に定める評価手数料を納入する。